

実績報告の取扱いについて

令和3年4月から松本市の中核市移行に伴い、これまで県へ報告していた実績報告について、一部の事業者については、県への報告が不要となり、松本市への報告が必要となる場合があります。

つきましては、標記報告の取扱いを下記のとおりとしますので、御確認の上、対応いただきますようお願いいたします。

記

1 産業廃棄物収集運搬業者（様式第23号関係）

1) 県の収集運搬業許可のみ持つ事業者（今後松本市の許可が必要となる事業者を除く）

該当する事業者（例）

- ・中核市内（長野市又は松本市）で積み替え保管を行わない事業者

県へ報告。

2) 県及び各中核市の許可をそれぞれ持つ事業者（今後松本市の許可が必要となる事業者を含む）

該当する事業者（例）

- ・中核市内で積み替え保管を行う事業者
- ・長野市での産業廃棄物収集運搬業の許可範囲が県の許可範囲より広い事業者

(1) 県及び各中核市への報告

各中核市内で収集、積み替え保管、処理施設への搬入のいずれかを行い、かつ、中核市以外の長野県内の市町村（以下「他市町村」という。）でも前記のいずれかを行った場合

(2) 県へ報告（各中核市への報告不要）

他市町村で収集、積み替え保管、処理施設への搬入のいずれかを行い、各中核市内では前記のいずれも行っていない場合

(3) 各中核市へ報告（県への報告不要）

各中核市内で収集、積み替え保管、処理施設への搬入のいずれかを行い、他市町村では前記のいずれも行っていない場合

2 産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設設置事業者（様式第24号、様式第25号関係）

1) 県及び各中核市への報告

中核市（長野市又は松本市）と中核市を除く長野県内（以下「他市町村」という）にそれぞれ中間処理場・最終処分場、処理施設を持つ事業者の場合

2) 県への報告（各中核市への報告不要）

他市町村にのみ中間処理場・最終処分場、処理施設を持つ事業者の場合

3) 各中核市への報告（県への報告不要）

中核市内にのみ中間処理場・最終処分場、処理施設を持つ事業者の場合、各中核市内にある処分場について管轄する中核市へそれぞれ報告。